

# 令和5年度 福社会費 報告

## 4,176,700円

今年度も福社会費にご協力いただきまして誠にありがとうございました。さまざまな事業で使わせていただきます。

### 【暮らしの法律相談】

司法書士相談  
原則毎月第1木曜日 総合福社会館  
原則毎月第3木曜日 母里福社会館  
いずれも13:30~14:30  
10月は5日(木)・19日(木)

### 弁護士相談

原則毎月第2木曜日 障害者ふれあいセンター  
13:00~15:00  
10月は5日(木) ※第1木に変更  
11月は9日(木)

### 【認知症を学ぶ会「ほっとファミリー」】

原則毎月第4木曜日 障害者ふれあいセンター  
10:00~12:00  
10月は26日(木)

### 【介護者の会「さくら草の会」】

原則毎月第4金曜日 障害者ふれあいセンター  
10:00~12:00  
10月は27日(金)

### 【居場所づくり事業「オープンかふえ」】

原則毎月第2金曜日 障害者ふれあいセンター  
10:00~11:30  
10月は13日(金)

## VOICE

あたたかいご支援ありがとうございます。

①NPO法人らいふサポートくるみ様に指定払出させていただきました。

## 善意の預託ありがとうございました

(令和5年8月受付分)

	氏名(敬称略)	金額	内容
金銭寄附	M.I	¥6,000	寄附
	㈱林工務店(①)	¥10,000	寄附
	㈱林工務店(8/26夏の感謝祭イベント募金箱より)	¥8,390	寄附
	匿名	¥3,228	寄附
物品預託	氏名(敬称略)	物品	内容
	匿名	肌着、介護用品	寄附
	匿名	米18kg	寄附
	F.H	ボイスレコーダー	寄附
	旭食品㈱	食品30kg	寄附

## 稲美町社会福祉協議会LINEはじめました!! 友だち登録募集中!

稲美町内の福祉に関する情報を発信していきます!! 各種SNSでも情報発信中です😊

- 講座情報
- ボランティア情報
- イベント情報
- 居場所情報
- 福祉サービス



## 社協のつぎやき

今年の8月から9月にかけて、兵庫大学の学生が「社会福祉士」という福祉の国家資格を取得する為の実習に来ていました。実際の福祉現場を見る事で楽しい部分や厳しい現実など色んな思いが実習生の中で渦巻いた1ヵ月だったと思います。私も学生時代は稲美町社協と精神科病院の2か所で実習を受けさせて頂きましたが、実習生を見ていると学生時代の記憶が蘇ってきました。今後、稲美町のみならず日本全体で福祉の専門職の重要性はますます増えていきます。そんな中、次世代を担う福祉専門職が育つ場面を見守る立場にいる事はとてもうれしく思っています。K君、良い社会福祉士になって下さいね!(U.Y)

編集発行/問合・申込) 社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会  
〒675-1105 兵庫県加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター1階  
TEL079-492-8668 FAX079-492-9170 Eメール inami-shakyo@bb.banban.jp  
(社協事務局 開館時間)月~土(日祝以外) 8:30~17:15

※社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての市町村に設置されている住民の立場から福祉を推進する団体です

ひとりぼっちをつくらぬ地域づくり

# 社協だより

No.325

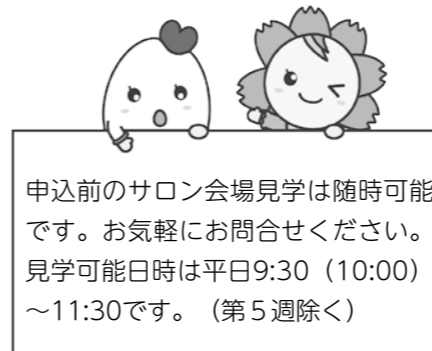
10月 2023

## 受講者募集

## ハートスタッフ養成講座

「いきいきサロン」は、シニア世代の閉じこもり予防や介護予防、健康づくりを目的に平成12年から開催されています。いきいきサロンの会場を参加者の皆さんと共に創り上げるスタッフを募集しています。あなたもチャレンジしませんか?

※受講後、合格者には研修期間(令和5年12月~令和6年3月)を経て、令和6年4月よりハートスタッフとして活動していただけます。なお、活動は有償となります。(研修期間含む)



申込前のサロン会場見学は随時可能です。お気軽にお問合せください。見学可能日時は平日9:30(10:00)~11:30です。(第5週除く)

日時) 下表のとおり  
場所) 障害者ふれあいセンター 2階 多目的室  
受講費) 3,000円  
定員) 10名程度(性別、年齢、経験不問)  
対象) 全4回の講座をすべて受講できる方  
締切) 令和5年10月27日(金)  
申込先) 稲美町社会福祉協議会 ☎079-492-8668

①	11/1(水)	13:20~14:20	いきいきサロンの概要	稲美町地域包括支援センター 米澤 有里氏
		14:30~15:30	高齢者の特性について	居宅介護支援事業所こぶし 町 こずえ氏
②	11/8(水)	13:20~14:20	高齢者の運動 /	14:30~15:30 運動の指導法
			フィットネスインストラクター	吉田 裕子氏
③	11/16(木)	13:20~14:20	笑顔でいきいき~楽しいコミュニケーション術~	トータルマナー研究所 河本 栄味子氏
		14:30~15:30	ごきげんサロンレクのすすめ~ハートががちりわじぶかみ~	あそびの工房もくもく屋 田川 雅規氏
④	11/22(水)	13:20~13:50	社会福祉協議会とは	稲美町社会福祉協議会職員
		14:00~14:30	作文 /	14:30~15:30 実技

### 【ハートスタッフからひとこと】

少しの勇気を持って動いてみませんか?

元気に体操をして楽しく過ごしましょう。

自分自身の認知症予防にもなり、楽しく過ごさせていただいています。

新しい出会いが楽しいです。

たくさんの人と知り合えます。

参加者の皆さんが心も体も元気で長生きできるようサポーターとして活動しています。

色んな地域の方と話したり知らないことを教えてもらったり楽しいです。

日々サロンのネタを考えています。でも時々忘れて違うことをして結果うけることも😊



社協HP 社協Instagram

編集発行/問合・申込) 社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会

〒675-1105 兵庫県加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター1階  
TEL079-492-8668 FAX079-492-9170 Eメール inami-shakyo@bb.banban.jp  
(社協事務局 開館時間)月~土(日祝以外) 8:30~17:15

※社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての市町村に設置されている住民の立場から福祉を推進する団体です

社協だより No.325 2023.10

暮らしの法律相談・弁護士相談 原則毎月第2木曜日13時~15時 障害者ふれあいセンター 次回相談日 前日12時までの予約要(先着4名) 079-492-8668まで  
暮らしの法律相談・司法書士相談 原則毎月第1・3木曜日13時30分~14時30分 予約不要(第1木)総合福社会館(第3木)母里福社会館

オープンかふえ 原則毎月第2金曜日 10時~11時 障害者ふれあいセンター フリードリンク100円  
善意銀行 随時  
福社会費 毎年6月  
共同募金 毎年10月1日~12月31日  
歳末助け合い募金 毎年12月 いつもあたたかいご協力ありがとうございます

運動期間 10月1日~12月31日

# 赤い羽根共同募金運動

## 小さな助け合いを支える縁の下の共同募金



あかはねちゃん  
©兵庫県共同募金会

赤い羽根共同募金は、「じぶんのまちを良くするしくみ」として、町内の様々な福祉の課題に取り組むために活用されています。

例えば、ひとりぼっちをつくらないための活動支援として、福祉関連団体やボランティア団体などの活動助成金や、障がいのある方の交流事業などに活用されています。

ひとりひとりの力は小さくても、みんなが協力すれば「稲美町の福祉」として大きな力になります。

「だれかの役に立ちたい」という皆様の優しいお気持ちで、今年度も赤い羽根共同募金にご理解ご協力のほどよろしくお願ひします。

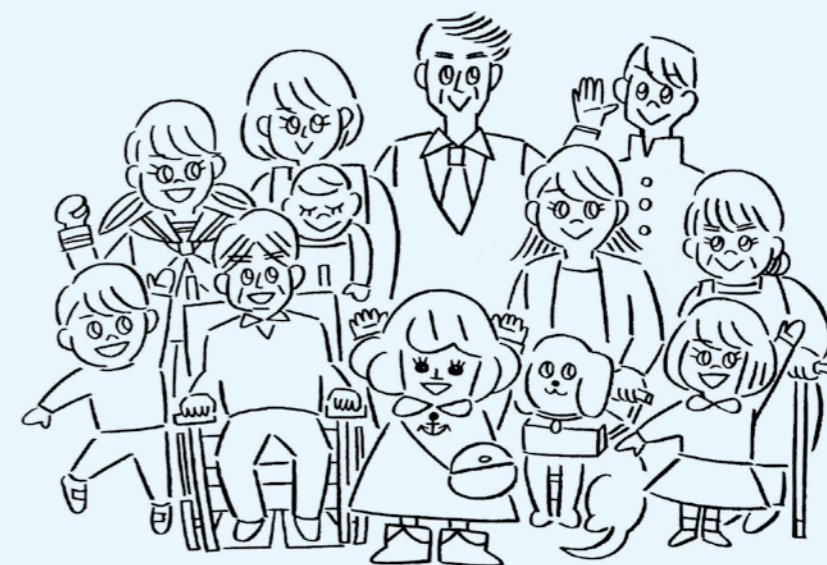


www.akaihane.or.jp

●赤い羽根データベース「はねっと」をご覧ください。

### 令和4年度 共同募金のつかいみち

	配分事業 (団体)	配分金 (円)
ボランティア講座・研修	・手話体験講座	223,976
交流事業	・聴覚、視覚障がい者交流会	85,452
啓発事業	・拡大福祉講演会 ・社協だより発行 ・社協パンフレット発行 ・福祉教育指定校事業 (小学校、中学校、幼稚園) ・福祉学習担当者会議	2,696,996
団体助成事業	・障がい者団体等5団体へ助成	350,000
	・ボランティアグループ等22団体へ助成	792,690
その他	・ひとり親家庭小学校入学祝 ・人権福祉フェスティバル ・印刷機の貸出 ・次年度繰越金	747,886
合計		4,897,000



兵庫県内でお寄せいただいた共同募金の約80% (県平均) は、各市区町の社会福祉協議会や小地域のさまざまな福祉活動団体などに助成しています。残りの約20%は、県内の社会福祉施設の整備や県域で活動している団体などに助成し、大規模災害に備えるための準備金としても積み立てられます。集めた地域のみならず、「**兵庫県を良くするしくみ**」として、みなさんの身近なところで役立てられています。

■ほっとファミリー(認知症を学ぶ会) 原則毎月第4木曜日10時~12時 障害者ふれあいセンター ますはお電話ください(月~金 9時~17時 祝日除く) 079-402-8779まで

■相談支援事業所(町内在住の障がいをお持ちの方の自立支援について) 相談随時 ますはお電話ください(月~金 9時~17時 祝日除く) 070-2289-3620まで

